

平成 23 年 3 月 4 日制定
(財) テクノエイド協会平成 23 年第 40 号

認定補聴器専門店審査部会規程

第一条 認定補聴器専門店審査部会（以下「審査部会」という。）は、補聴器協会の推薦に基づく 12 名以内の委員をもって組織する。

第二条 審査部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 認定補聴器専門店認定要綱（以下「認定要綱」という。）の制定及び改正に関する事項
- 二 認定要綱第十条の規定に基づく認定申請店及び認定更新申請店の補聴器関係業務についての認定補聴器専門店業務運営基準（以下「業務運営基準」という。）適合審査に関する事項
- 三 認定要綱第十一条の規定に基づく書類審査委員及び実地調査委員の推薦に関する事項
- 四 認定要綱第十八条の規定に基づく認定店の移転承認申請に係る移転先店舗の施設設備の業務運営基準適合審査に関する事項
- 五 第二十一条の規定に基づく認定店の認定の取消しに関する事項

附則

この規定は、平成 23 年 3 月 4 日から施行し、認定補聴器専門店審査部会規定（(財) テクノエイド協会 平成 21 年第 202 号）は、平成 23 年 3 月 3 日をもって廃止する。

附則（平成 23 年 8 月 3 日）

この規定は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。